

農山漁村地域整備計画

当初：平成28年2月4日
変更1：平成28年3月18日
変更2：平成28年10月3日
変更3：平成29年3月3日
変更4：平成29年10月27日
変更5：平成30年3月30日
変更6：平成30年12月7日
変更7：平成31年3月15日
変更8：令和元年8月1日
変更9：令和2年3月16日
変更10：令和3年3月5日
変更11：令和3年9月2日
変更12：令和4年9月13日
変更13：令和5年3月23日

上段()内:変更前 下段:変更後

計画の名称 (12) 鳥取県における農業生産基盤の整備による優良農地の確保 (その3)(第13回変更)
計画策定主体 鳥取県
対象市町村 本計画は、鳥取県内の4市5町1村を対象とする。 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
計画の期間 平成28年度～令和4年度(7年間)
計画の目標 本県農業の羅針盤である、「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」では、「仲間が増える」「所得が増える」「地域農業が進む」を柱に施策を展開し、「農業生産額1千億円」を目指し、農業の礎である農業生産基盤や農村環境の持続的発展を図る。
定量的指標 Ⅰ 事業対象地域における優良農地面積約3,190haを概ね維持する。 定量的指標の考え方及び定義等 1) 考え方 水田の区画整理や老朽化した農業用排水施設の整備、畑地における農業用排水施設の整備等を行うことで、荒廃農地の発生を未然に防止し、対象事業地区内の優良農地面積を令和3年度時点でも概ね維持するものとする。 2) 定義等 ① 優良農地面積とは、本整備計画に記載された対象事業地区の事業計画上の受益面積のうち、本整備計画の計画期間内に効果が発現する面積とする。 ② 指標として掲げた優良農地面積(3,190ha)は、対象事業として掲げた各地区が本整備計画に掲載された時点における効果発現面積の合計。このため、対象事業地区の変更等により、指標の優良農地面積も変動する。 ③ また、対象事業地区内において本整備計画の計画期間内に法令等に基づき転用された農地面積は除外する必要があることから、概ね維持することとした。 ④ 指標として掲げた優良農地面積(3,190ha)には、耕作放棄地面積は含まない。 Ⅱ 農業用施設の適切な保全管理のための点検・診断及び適切な安全対策を講ずる。 定量的指標の考え方及び定義等 1) 考え方 農業用施設のうち、農業生産以外の県民生活に影響を及ぼす恐れのある施設について安全度の確認や安全性の向上を図る必要な施設を対象とする。 2) 定義等 対象施設は、点検・診断を優先的に実施する橋梁やトンネル等の重要構造物、治水等の機能低下が生じている農業用施設とする。
対象事業 別紙のとおり

農山漁村地域整備計画の対象事業

上段()内:変更前 下段:変更後

事業名	事業型	事業箇所名 (地区名)	事業実施主体	関係市町村	計画期間内 の事業内容 (工種及び数量)	工期	計画期間内 の総事業費 (千円)	費用対効果	備考
農地整備	通作条件整備(一般農道保全対策型)	名和	鳥取県	大山町	点検診断 N=5橋	30 ~ 30	(3,000) 2,961	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	II
農地整備	実施計画策定事業	皆生	鳥取県	米子市	事業計画策定 N=1式	29 ~ 29	(9,000) 8,991	調査及び計画策定等のソフト整備のため未記入	
農地整備	実施計画策定事業	香取	鳥取県	大山町	事業計画策定 N=1式	29 ~ 29	(5,000) 4,998	調査及び計画策定等のソフト整備のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	弓浜	鳥取県	境港市	土壌改良 A=5.1ha	28 ~ 28	(15,500) 15,497	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	海川	鳥取県	米子市 日吉津村 伯耆町	農業用排水施設 N=1式	元 ~ 4	191,500	8.17	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	東伯	琴浦町	琴浦町	農業用排水施設 N=1式 農道改良 N=1式	28 ~ 30	(82,085) 81,896	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	良田	鳥取市	鳥取市	農業用排水施設 N=1式 区画整理 N=1式	28 ~ 元	(57,941) 43,455	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	小河内	鳥取市	鳥取市	農業用排水施設 N=1式	28 ~ 29	(19,529) 14,618	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	下光元	鳥取市	鳥取市	農業用排水施設 N=1式	28 ~ 28	(6,069) 4,307	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	黒見	倉吉市	倉吉市	農業用排水施設 N=1式	28 ~ 28	(6,331) 6,329	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	河岡	箕紋屋土地改良区	米子市	農業用排水施設 N=1式	28 ~ 28	(62,000) 61,500	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	寺内	南部町	南部町	暗渠排水 N=1式 湧水処理 N=1式	28 ~ 28	(1,260) 910	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	堀野田原	倉吉市	倉吉市	農業用排水施設 N=1式	28 ~ 元	(28,500) 28,092	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	不入岡	倉吉市	倉吉市	農業用排水施設 N=1式	28 ~ 28	(7,000) 5,864	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定率)	四王寺	倉吉市	倉吉市	農業用排水施設 N=1式	28 ~ 28	(30,000) 13,000	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地整備	農業基盤整備促進事業(定額)	香取	鳥取県農業農村担い手育成機構	大山町	除礫 N=1式	28 ~ 28	19,540	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
水利施設整備	畑地帯担い手支援型	中山2期	鳥取県	大山町	畑かん施設 N=1式 農道 L=0.3km	28 ~ 3	147,823	1.12	
水利施設整備	畑地帯担い手支援型	名和2期	鳥取県	大山町	畑かん施設 N=1式	28 ~ 3	504,238	1.04	
水利施設整備	農業用水再編対策型	大井手	鳥取県	鳥取市	送水施設 N=1式 用水確保対策 N=1式	28 ~ 30	(115,627) 84,671	1.21	
水利施設整備	基幹水利施設保全型	東伯第2	琴浦町	琴浦町 北栄町	国営造成施設 N=1式(ダム、頭首工、水路、機場、管理棟他)	29 ~ 2	(40,000) 33,719	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
水利施設整備	農業水利施設保全合理化事業(農業水利施設等整備事業)	大口堰	鳥取県	鳥取市	頭首工(土砂吐) N=1式	28 ~ 元	(173,830) 163,599	2.69	
水利施設整備	農業水利施設保全合理化事業(農業水利施設等整備事業)	大井手堰	鳥取県	鳥取市	頭首工(土砂吐) N=1式	28 ~ 29	(90,353) 85,463	1.15	
水利施設整備	農業水利施設保全合理化事業(水利用再編促進事業)	天神野	倉吉市	倉吉市	除塵機 N=1式 ため池取水施設 N=1式	28 ~ 2	(90,716) 62,825	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入	
農地防災	ため池等整備事業(実施計画策定事業)	大沢川	米子市	米子市	実施計画策定 N=1式	28 ~ 28	10,000	調査及び計画策定等のソフト整備のため未記入	
農地防災	ため池等整備事業(用排水施設整備工事)	大沢川	鳥取県	米子市	農業用排水施設 N=1式	29 ~ 29	(60,000) 43,983	7.85	
農地防災	防災ダム事業(防災ため池工事)	西谷	鳥取県	鳥取市	ため池改修 1池	29 ~ 30	(97,700) 94,056	2.55	
農地防災	防災ダム事業(防災ため池工事)	般若・般若区有	鳥取県	倉吉市	ため池改修 2池	29 ~ 3	421,910	2.65	
農地防災	防災ダム事業(防災ため池工事)	松谷第1	鳥取県	琴浦町	ため池改修 1池	29 ~ 2	(301,000) 283,061	2.17	
農地防災	農業用河川工作物応急対策等事業	福山大口	鳥取県	倉吉市	頭首工改修 1箇所	29 ~ 元	(208,500) 206,866	1.96	
農地防災	農業用河川工作物応急対策等事業	宮ノ下・大杓	鳥取県	鳥取市	頭首工撤去 2箇所	30 ~ 3	270,200	246.93	II
農地防災	農業用河川工作物応急対策等事業	車尾	鳥取県	米子市	取水施設撤去・充填 N=1式	元 ~ 3	(35,675) 26,675	420.36	II
合計 (全体事業費)							(3,111,827) 2,942,547		

都道府県名		鳥取県
計画名		鳥取県における農業生産基盤の整備による優良農地の確保(その3)

【自主的・主体的な検証(事前評価)結果】

目標の妥当性、整備計画の効果・効率性、及び整備計画の実現可能性について、以下の観点で自主的な事前検証を行った結果、本整備計画の内容を妥当と判断した。
 なお、交付期間終了後の評価方法については、対象事業に掲げる各事業を所掌する担当課において、指標Ⅰについて整備計画期間内の各事業エリアにおける荒廃農地地面積を把握した上で、県全体の荒廃農地率(耕地面積に占める荒廃農地面積)との比較で目標の実現状況等を評価する。
 また、指標Ⅱについて整備計画期間内に対象となる施設の点検・診断又は安全対策を実施した施設数を把握し評価する。

項目		判定	自主的・主体的な検証の内容
目標の妥当性			
関連計画等との整合性		○	食料・農業・農村基本計画や土地改良長期計画との整合性が図られていること。
地域の課題への対応		○	本県の農業振興策や抱える課題と整備計画の目標が適合していること。
計画の効果・効率性			
整備計画の目標と評価指標の整合性		○	整備計画の目標と評価指標の整合性が図られていること。
評価指標の明瞭性		○	評価指標設定の考え方や定義、計算式等が明記されていること。
目標と事業内容の整合性		○	効率的な目標達成の観点から、対象事業に掲げた各事業の実施が必要と認められること。
事業の効率性		○	対象事業に掲げた事業地区毎に、すべての効用がそのすべての費用を償うと認められること。(予算補助事業は除く)
計画の実現可能性			
円滑な事業執行の環境		○	周辺住民等との合意形成や市町村の協力体制など、円滑な事業執行のための環境が整えられると見込まれること。
地元の機運		○	受益農家及び市町村から、負担を含めた事業同意が確実に得られると見込まれること。